

長野地区タクシー乗車券(臨時チケット)交付依頼書

長野地区タクシー事業協同組合御中

私は、裏面記載の「長野地区タクシー事業協同組合臨時チケット利用会員規約」に記載された条項を承諾のうえ「長野地区タクシー乗車券(臨時チケット)」の交付を依頼します。

申 込 年 月 日 年 月 日

所在地ご住所 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>	電話番号 TEL (<input type="text"/>) FAX (<input type="text"/>)	
	ご担当部署	ご担当者
お申込者 商号・代表者お名前 カナ <input type="text"/>	押印ください。	営業内容
	創業設立 年 月 日	従業員 名
資本金 万円	年商 万円	
個人事業者の場合追記 ご住所 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>	性別	男 女
	生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
代表者氏名 カナ <input type="text"/>	ご家族人数 名	配偶者 有 無
住居	自己所有 家族所有 賃貸住宅 他 ()	居住年数 年
電話番号 自宅(必須) <input type="text"/>	携帯(必須) <input type="text"/>	
個人の場合追記 所在地 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>	性別	男 女
	生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
勤務先 商号 カナ <input type="text"/>	ご家族人数 名	配偶者 有 無
住居	自己所有 家族所有 賃貸住宅 他 ()	居住年数 年
電話番号 勤務先(必須) <input type="text"/>	携帯(必須) <input type="text"/>	営業内容
自営勤務役員		従業員 人
		勤続 年

裏面記載の会員規約をよくお読みのうえ、お申込み下さい。

申込枚数	5枚単位 枚	最終使用日	令和 年 月 日	使用目的	慶事 弔事
------	-----------	-------	----------	------	-------

組合使用欄	
登録番号	組合受付

チケット利用代金お振込先

八十二銀行	七瀬支店	預金種別	口座番号	口座名義
銀行コード	店番号	普通預金	1 1 6 2 9 6	長野地区タクシー事業協同組合
0 1 4 3	2 1 7			ナガノチクタクシージギョウ(キョウクミ)

上記長野地区タクシー事業協同組合チケット利用会員申込者を推薦いたします。

推薦会社 _____ 印

長野地区タクシー事業協同組合臨時チケット利用会員規約

第1条

長野地区タクシー事業協同組合（以下「当組合」という）が発行する、「長野地区タクシー乗車券」（以下「臨時チケット」という）をご利用いただく場合は、以下の条項を承諾いただいたものとみなします。

第2条

臨時チケットのご利用を希望する場合は、「臨時チケット交付依頼書」により当組合に申し込むものとします。別表の当組合の組合員の推薦を必要とする場合があります。

第3条

当組合では、審査のうえ臨時チケットを発行交付いたします。この場合、下記の料金(税込)をお支払いいただきます。

15枚以内	50円	51～65枚	200円
16～30枚	100円	66～80枚	250円
31～50枚	150円	81～100枚	300円

臨時チケットの有効期間は、お申込みいただいた最終使用日とします。

第4条

ご利用のお申込みをいただいた際、必要に応じて保証金を預からせていただく場合があります。

第5条

チケットの使用は別表に記載する、当組合の組合員のタクシー及び当組合が承認した事業者のタクシー使用に限るものとします。一回の乗車ごとにチケット一枚を現金払いに代えてタクシー乗務員に手交するものとします。その際、運賃料金・乗車年月日・利用区間・その他必要事項を記入ください。所定の項目の一部が白地のチケットをタクシー乗務員に手交し、これによる不測の損害が発生した場合は、該当タクシー乗務員の悪意又は重大な過失が立証されない限り、利用申込人（以下「申込人」という）はその支払の任にあたらなければなりません。

第6条

申込人が、チケットを紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかに当組合に登録番号・券番・枚数等必要事項を連絡のうえ、当組合所定の紛失、盗難届をご提出ください。あわせて、警察に届出るなど不正使用防止に適切な処置を講じてください。また、これにより生じた当組合への債務は免れないものとします。申込人が紛失、盗難にあったチケットを発見、回収した場合には速やかに当組合にご連絡ください。

第7条

申込人が利用した運賃等は最終使用日後、月末日に締切り申込人宛請求を致します。請求金額の中に手数料として運賃料金の2%を加算してあります。その2%が100円に満たない場合は100円(税抜)とします。なお、紙請求書発行手数料130円(税込)がかかります。また、チケット送る実費分は申込人負担となります。申込人は最終使用日以降30日以内に当組合へ持参又は、下記口座へ振込んでください。振込手数料は申込人の負担となります。

八十二銀行(0143)七瀬支店(217)

普通 116296

長野地区タクシー事業協同組合

なお、支払期限までにお支払いいただけなかった場合は、年利14%の延滞損害金をお支払いいただきます。使用最終日が申込日より1ヶ月以上になる場合は毎月末日に締切り請求を致します。支払方法その他は1回払いと同じとします。なお、当組合からは直接、領収書を発行いたしません。使用済チケットは電子帳簿保存法に基づき当組合で管理します。

第8条

最終使用日が過ぎても残余の臨時チケットがある場合は、遅滞なく当組合へ返還してください。

第9条

会員は、当組合に対し、次の各号の事項を確約するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成（以下総称して「反社会的勢力」といいます）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本規約におけるチケット利用をするものではないこと。
- (4) 反社会的勢力に対して、資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしないこと。
- (5) 自らまたは第三者を利用して、本規約に関して次の行為をしないこと。
 - ① 当組合に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて当組合の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

別表 長野地区タクシー事業協同組合

組合員

つばめ長電タクシー株式会社
長野観光自動車株式会社
長野タクシー株式会社
スマイル観光旭株式会社
アルピコタクシー株式会社
松代タクシー株式会社

更埴地区承認事業者

更埴観光タクシー株式会社
篠ノ井観光タクシー株式会社
合資会社畑山自動車商会
ひしこタクシー株式会社

承認組合

長野個人タクシー事業協同組合員
長野第一個人タクシー協同組合員

個人情報とは当組合のチケット業務以外に利用することはありません。